



金 沢 市 公 報

号外第14号の3

令和4年(2022年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 (") 9
○金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (景観政策課)	1	○金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 (") 10
●教育委員会規則		○金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則 (学校職員課) 10
○金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	7	○金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則 (学校教育センター) 11
○金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (")	8	

規 則

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第42号

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則(平成8年規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条—第2条の2)

第2章 広告物等に関する制限

第1節 屋外広告物等に関する制限(第3条—第21条)

第2節 特定屋内広告物に関する制限(第21条の2—第21条の5)

第3章 屋外広告業(第22条—第32条)

第4章 審議会及び審査会(第33条—第36条)

附則

第1章 総則

第2条の次に次の1条、章名及び節名を加える。

(特定屋内広告物)

第2条の2 条例第2条第2項に規定する規則で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。

(1) 文字、記号、図案、商標又は写真を用いる方法

(2) 前号に掲げる方法のほか、可変表示装置を用いる方法

2 条例第2条第2項第2号アに規定する規則で定める距離は、2メートルとする。

第2章 広告物等に関する制限

第1節 屋外広告物等に関する制限

第9条第1項中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第12条第1項中「期間は、」の次に「屋外広告物等の許可等によっては」を、「とおり」の次に「とし、特定屋内広告物の確認によっては3年以内」を加える。

第13条第1項中「規定による」の次に「屋外広告物等の」を加える。

第19条中「第30条の6第2項」を「第30条の13第2項」に改める。

第21条の次に次の節名を付する。

第2節 特定屋内広告物に関する制限

第21条の2の見出し中「規格の設定」を「規格」に改め、同条第1号及び第2号中「面積の」を「表示面積の」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、特定屋内広告物届出地区における規格は、別表第7に定めるとおりとする。
- 3 特定屋内広告物届出地区のうち第4条に規定する市長が指定する地域にあっては、次に掲げる特定屋内広告物のうち、市長が指定する特定屋内広告物を表示しないものとする。
 - (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する特定屋内広告物以外の特定屋内広告物
 - (2) 建築物の屋上部分に表示する特定屋内広告物
 - (3) 表示面積が10平方メートルを超える特定屋内広告物

第21条の2の次に次の3条及び章名を加える。

(特定屋内広告物の届出)

第21条の3 条例第30条の3第2項の規定による届出及び景観保全型広告整備地区における特定屋内広告物の届出(条例第30条の8第2項の規定により読み替えて適用する条例第10条第6項の規定に基づいて行う届出をいう。)は、特定屋内広告物表示届出書(様式第15号の2)による。

- 2 前項の特定屋内広告物表示届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 特定屋内広告物を表示する場所及びその付近の状況を示す見取図及び現況を示すカラー写真
 - (2) 特定屋内広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩に関する仕様書及び図面
 - (3) 特定屋内広告物の表示の方法に関する仕様書及び図面
 - (4) 建築物を利用する特定屋内広告物にあっては、当該建築物の高さ及び壁面の面積並びに当該建築物と特定屋内広告物との位置関係を示す図面
 - (5) 特定屋内広告物を表示しようとする敷地内に、現に表示され、又は設置されている屋外広告物等及び特定屋内広告物がある場合においては、当該屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積等を明らかにする書類及び当該屋外広告物等及び特定屋内広告物のカラー写真

3 第14条の規定は、条例第30条の3第2項の規定による届出を行う場合において準用する。

(届出を要しない特定屋内広告物の基準)

第21条の4 条例第30条の4第3号、第4号、第9号及び第10号に規定する規則で定める基準は、別表第8に定めるとおりとする。

(確認に要する書類)

第21条の5 条例第30条の7の規定による確認を受けようとする者は、第21条の3第2項各号に掲げる書類を提出しなければならない。

第3章 屋外広告業

第32条の次に次の章名を付する。

第4章 審議会及び審査会

別表第2中「第1号に規定する屋外広告物等をいう。以下」を「第1号に規定する屋外広告物等をいう。次表、別表第3及び別表第6において」に、「第2号に規定する屋外広告物等をいう。以下」を「第2号に規定する屋外広告物等をいう。次表において」に、「表示する屋外広告物をいう。以下」を「表示する屋外広告物をいう。次表において」に、「第7項に規定する屋外広告物等をいう。以下」を「第7項に規定する屋外広告物等をいう。次表において」に改める。

別表第4第2項の表景観への配慮の項中

	(6) 第5種禁止地域にあっては、高さが8メートルを超える部分については、発光式及び反射式の素材は、使用しない。	を
	(6) 第5種禁止地域にあっては、高さが8メートルを超える部分については、発光式及び反射式の素材は、使用しない。 (7) 照明を利用するものにあつては、周辺の環境を阻害しないものとする。	に

改め、同表設置数と設置場所の項の次に次のように加える。

照明を利用するもの	(1) 過剰に明るくしないものとする。 (2) 照明の照らす範囲は、必要最小限とする。
-----------	--

別表第6中「都市計画法第2章の規定により定められた」を削り、同表の次に次の2表を加える。

別表第7（第21条の2関係）

特定屋内広告物の規格

1 基本要件

項目	要件
景観への配慮	(1) 都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものとする。 (2) 夜間を対象とする特定屋内広告物であっても、昼間の美観を損なわないものとする。 (3) 点滅灯の類及び回転灯の類は、特定屋内広告物に附帯させない。ただし、安全のために必要な場合を除く。 (4) 第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第3種禁止地域にあっては、発光式及び反射式の素材は、使用しない。 (5) 第5種禁止地域にあっては、高さが8メートルを超える部分については、発光式及び反射式の素材は、使用しない。 (6) 照明を利用する場合にあっては、周辺環境を阻害しないものとする。
色彩	(1) 特定屋内広告物の地色は、げばげばしい色彩を避け、特定屋内広告物に使用する色の数もできるだけ少なくする。 (2) 附属物の着色は、特定屋内広告物と調和するとともに、その施工も粗雑にならないものとする。 (3) 発光式及び反射式の素材は、できるだけ使用しない。
表示面積と高さ	(1) 表示の大きさは、効果の限度においてなるべく小さくする。 (2) 高さは、効果の限度においてできるだけ低くする。
設置数と設置場所	(1) 意匠及び広告内容が同一であり、かつ、広告主が同一である屋外広告物等及び特定屋内広告物を狭い区域に集中して表示しない。 (2) 多数連続的に表示しない。ただし、売出し広告又は祭礼等一時的に使用する特定屋内広告物を除く。
照明を利用するもの	(1) 過剰に明るくしないものとする。 (2) 照明の照らす範囲は必要最小限とする。
発光式の素材を利用するもの	(1) 赤色は、できるだけ使用しない。 (2) 点滅の速度は、できるだけ緩やかにする。
可変表示装置を利用するもの	(1) 第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域及び第4種禁止地域には、表示しない。 (2) 第5種禁止地域にあっては、特定屋内広告物の高さは、8メートル以下とする。 (3) 主に文字を表示する装置を利用する特定屋内広告物を表示する場合は、当該特定屋内広告物において使用する色の数をできるだけ少なくする。 (4) 映像表示装置を利用する特定屋内広告物を表示する場合は、次のとおりとする。 ア 建築物の屋上部分に表示しないものとする。 イ 映像表示装置を利用する特定屋内広告物の上端は、地上から4メートル以下とする。 ウ 映像表示装置を利用する屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、建築物等の壁面の方向ごとに5平方メートル以内とする。 エ 屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計を算出する場合は、映像表示装置を利用する屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積に2を乗じて得た面積

	<p>と他の屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積とを合算する。</p> <p>オ 屋外広告物等及び特定屋内広告物の集約化に努めるとともに、表示時間、表示内容、音声の出力等について、周囲の環境を阻害しないものとする。</p>
その他	<p>(1) 交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しない。</p> <p>(2) 特定屋内広告物は、視野を妨げるものであってはならず、道路交通の安全に支障を及ぼすおそれがないものとする。</p>

2 規格

区分	地域の種別	規格
ア 建築物の屋上部分にあるもの	第1種禁止地域及び第2種禁止地域	(ア) 表示しないものとする。
	第3種禁止地域及び第4種禁止地域	<p>(ア) 建物の壁面から建物と調和した色彩を有する素材で建ち上げて表示し、又は塔屋等の壁面に表示する。</p> <p>(イ) 特定屋内広告物の高さは、建築物の高さから3メートル以下とする。</p> <p>(ウ) 特定屋内広告物の上端は、地上から20メートル以下とする。ただし、商業地域にあっては、地上から40メートル以下とする。</p>
	第5種禁止地域、第6種禁止地域及び許可地域	<p>(ア) 特定屋内広告物の高さは、建築物の高さの2分の1かつ4メートル以下とする。</p> <p>(イ) 特定屋内広告物の上端は、地上から40メートル以下とし、建築物の高さから4メートル以下とする。</p>
	第3種禁止地域、第4種禁止地域、第5種禁止地域、第6種禁止地域及び許可地域	<p>(ア) 主たる表示面は、横長とし、支柱等は見えないようにする。</p> <p>(イ) 屋上の水平投影の範囲内とする（塔屋等を利用する場合は、塔屋等の水平投影の範囲内とする。）。)</p> <p>(ウ) 屋外広告物等及び特定屋内広告物は、建築物1棟に1個とする。</p>
	許可地域	(ア) 自家広告物（条例第30条の4第3号に規定する特定屋内広告物をいう。以下この表及び次表において同じ。）以外の特定屋内広告物の表示をしないものとする。
イ ア以外のもの	第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第3種禁止地域	(ア) 特定屋内広告物の上端は、地上から6メートル以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。
	第4種禁止地域	<p>(ア) 特定屋内広告物の上端は、地上から6メートル以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。</p> <p>(イ) 屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以内とする。</p>
	第5種禁止地域、第6種禁止地域及び許可地域	<p>(ア) 特定屋内広告物の上端は、地上から12メートル以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。</p> <p>(イ) 屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、次のとおりとする。</p> <p>a 商業地域 利用する建築物又は工作物の壁面の鉛直投影面積に10分の2を乗じて得た面積（その面積が10平方メートルに満たない場合は、10平方メートル）以内とする。</p> <p>b その他の地域 利用する建築物又は工作物の壁面の鉛直投影面積に10分の1を乗じて得た面積（その面積が10平方メートルに満たない場合は、10平方メートル）以内とする。</p>

3 許可地域における屋外広告物等との合計面積の基準

区分	屋外広告物等及び特定屋内広告物の合計面積の基準
商業地域	一住所等当たりの屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、当該一住所等に建築物が存する場合にあっては当該建築物の壁面の方向ごとに、当該壁面の鉛直投影面積に10分の4を乗じて得た面積（その面積が20平方メートルに満たない場合は、20平方メートル）以内とし、建築物が存しない場合にあっては20平方メートル以内とする。
その他の地域	一住所等当たりの屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、当該一住所等に建築物が存する場合にあっては当該建築物の壁面の方向ごとに、当該壁面の鉛直投影面積に10分の3を乗じて得た面積（その面積が20平方メートルに満たない場合は、20平方メートル）以内とし、建築物が存しない場合にあっては20平方メートル以内とする。

備考 屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計がこの表に規定する表示面積を超える場合にあっては、屋外広告物等の表示面積がこの規則で定める表示面積の範囲内である場合に限り、特定屋内広告物の表示によってこの表に規定する表示面積の上限を超えたものとみなす。

4 禁止地域における屋外広告物等との表示面積の合計の基準

地域の種別	自家広告物である屋外広告物等との表示面積の合計の基準
第1種禁止地域	一住所等当たりの屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、5平方メートル以内とする。
第2種禁止地域及び第3種禁止地域	一住所等当たりの屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以内とする。
第4種禁止地域	一住所等当たりの屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、当該一住所等に建築物が存する場合にあっては当該建築物の壁面の方向ごとに、当該壁面の鉛直投影面積に10分の3を乗じて得た面積（その面積が15平方メートルに満たない場合は、15平方メートル）以内とし、建築物が存しない場合にあっては15平方メートル以内とする。
第5種禁止地域	一住所等当たりの屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、次のとおりとする。 (1) 当該一住所等に建築物が存する場合にあっては、当該建築物の壁面の方向ごとに、当該壁面の鉛直投影面積に10分の3を乗じて得た面積以内とし、当該表示面積の合計のうち、高さ8メートルを超える部分の表示面積の合計は、15平方メートル以内とする。 (2) 当該一住所等に建築物が存しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。
第6種禁止地域	一住所等当たりの屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、当該一住所等に建築物が存する場合にあっては当該建築物の壁面の方向ごとに、当該壁面の鉛直投影面積に10分の3を乗じて得た面積（その面積が20平方メートルに満たない場合は、20平方メートル）以内とし、建築物が存しない場合にあっては20平方メートル以内とする。

備考

- 一の建築物に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物がある場合は、一の事業所とみなす。
- 屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計がこの表に規定する表示面積を超える場合にあっては、屋外広告物等の表示面積がこの規則で定める表示面積の範囲内である場合に限り、特定屋内広告物の表示によってこの表に規定する表示面積の上限を超えたものとみなす。

5 道標、案内図版等の基準

地域の種別	道標、案内図版等の基準
第1種禁止地域	一敷地当たりの屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、3平方メートル以内とする。
第2種禁止地域、第3種禁止地域、第4	一敷地当たりの屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計は、5平方メートル以内とする。

種禁止地域、第5種禁止地域及び第6種禁止地域	
共通	(1) 表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限る。 (2) 色彩は、原則として2色以内とする。 (3) 設置箇所は、原則として一施設につき1箇所とする。 (4) 地上から高さ4メートル以下とする。 (5) 特定屋内広告物1基についての表示面積は、1面1.5平方メートル以内で、合計3平方メートル以内とする。 (6) 複数の施設を集合して表示し、又は複数の特定屋内広告物を表示する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化を図る。

備考 屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計がこの表に規定する表示面積を超える場合にあっては、屋外広告物等の表示面積がこの規則で定める表示面積の範囲内である場合に限り、特定屋内広告物の表示によってこの表に規定する表示面積の上限を超えたものとみなす。

別表第8 (第21条の4関係)

届出を要しない特定屋内広告物の基準

特定屋内広告物の種類	基準
自家広告物	1 第1種禁止地域にあっては、一住所等当たりの表示面積の合計が3平方メートル以内であり、かつ、屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計が5平方メートル以内とする。 2 第2種禁止地域、第3種禁止地域、第4種禁止地域、第5種禁止地域及び第6種禁止地域にあっては、一住所等当たりの屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計が5平方メートル以内とする。 3 許可地域にあっては、一住所等当たりの屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内とする。 4 一の建築物に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物がある場合は、一の事業所とみなす。
建築物の管理広告物 (条例第30条の4第4号に規定する特定屋内広告物をいう。)	1 禁止地域にあっては、屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計が2平方メートル以内とする。 2 許可地域にあっては、屋外広告物等及び特定屋内広告物の表示面積の合計が5平方メートル以内とする。 3 管理上必要な表示とする。
寄贈広告物 (条例第30条の4第9号に規定する特定屋内広告物をいう。)	1 表示の大きさは、施設又は物件の表示正面の大きさの20分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内とする。 2 表示は、原則として1個限りとする。
臨時的広告物 (条例第30条の4第10号に規定する特定屋内広告物をいう。)	1 特定屋内広告物に責任者の氏名、住所及び表示の期間を明記したものとする (次に掲げる特定屋内広告物を除く。) (1) 水火災警報及び緊急避難並びに道先案内告知の特定屋内広告物 (2) 日刊新聞社の速報板に表示する新聞ニュースの類 (3) その他緊急又は公益上やむを得ない特定屋内広告物

様式第13号中「第30条の6」を「第30条の13」に改める。

様式第15号の次に次の1様式を加える。

様式第15号の2 (第21条の3関係)

特定屋内広告物表示届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢市屋外広告物等に関する条例第30条の3第2項及び同条例第30条の8第2項の規定により読み替えて適用する同条例第10条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

管理者の住所及び氏名		
施工者の住所及び氏名		
特定屋内広告物	上段：種類、件数及び表示面積 下段：寸法	
		件
		件
		件
		件
		件
表 示 場 所		※受付年月日

(記入上の注意)

- 1 管理者の住所及び氏名欄には、直接特定屋内広告物を管理する者の住所及び氏名を記入してください。
- 2 ※印の箇所は、記入しないでください。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）を次のように改正する。
第1条中「第25条第1項」を「第13条第2項及び第25条第1項」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(教育長の職務の委任)

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する場合において、同項に規定する教育長の職務を行う委員は、同項に規定する職務（教育委員会の会議を主宰する職務を除く。）を教育次長に委任するものとする。

2 第3条第2項及び前条第2項の規定は、前項に規定する場合において準用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「学力向上対策係」を「デジタル・学力向上係」に、

生涯学習課 家庭教育振興室	企画庶務係 地域教育係	を
生涯学習課	家庭教育係 地域教育係	に、
泉野図書館		を
泉野図書館 玉川こども図書館		に

改める。

第4条第1項の表中「玉川こども図書館等」を「義務教育施設と連携する施設」に、「学力向上対策係及び」を「デジタル・学力向上係及び」に、

	学力向上対策係	1 小学校及び中学校における学力向上に関する事項	を
	デジタル・学力向上係	1 小学校及び中学校の学習に関する次に掲げる事項 ア 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 イ 情報システムの運用管理に関する事項 2 小学校及び中学校における学力向上に関する事項	に、
生涯学習課	企画庶務係	1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 社会教育委員に関する事項 5 市民憲章に関する事項 6 他係に属しない事項	を
生涯学習課	家庭教育係	1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項	

		3 成人教育の推進に関する事項 4 家庭教育の振興に関する事項 5 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項 6 社会教育委員に関する事項 7 市民憲章に関する事項 8 他係に属しない事項	に、
--	--	---	----

家庭教育振興室	1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	を
中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項	

中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項	に、
-------	-------------------	----

泉野図書館		を
-------	--	---

泉野図書館 玉川こども図書館		に
-------------------	--	---

改め、同条第2項の表中

	2 学校教育に係る相談に関する事項 3 他係に属しない事項	を
--	----------------------------------	---

	2 学校教育に係る相談に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 5 他係に属しない事項	に
--	--	---

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「ときは」の次に「、金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）第5条第1項の規定に基づき」を加え、「金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）」を「同規則」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「泉野図書館長」の次に「、玉川こども図書館長」を加える。

別表第2中「文書の収発記号」を「文書番号となる記号」に、

2 教育資料の使用承認等			○			を
3 教育プラザの施設及び設備の目的外使用の許可等			○			

2 教育資料の使用承認等			○			に
3 学習用教材の使用承認等			○			

4	教育プラザの体育館の使用承認等			○		
5	教育プラザの施設及び設備の目的外使用の許可等			○		

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第4号

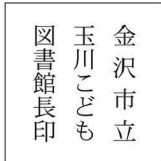
金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 金沢市立玉川こども図書館長印

別表金沢市立泉野図書館長印の項の次に次のように加える。

金沢市立玉川こども図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	玉川こども図書館長	1	
----------------	-----	-----	-------------	-----------	---	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条を次のように改める。

（教諭等及び事務職員の標準的な職務）

第19条 教育長は、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

第20条 削除

第24条の見出しを「(出勤の記録等)」に改め、同条第1項中「定刻前に出勤し、出勤後直ちに出勤簿に署名しなければ」を「出勤したとき又は退勤するときは、勤務管理システム（教育長が指定する情報通信を利用した職員の出勤及び退勤を管理するためのシステムをいう。）に出勤時刻又は退勤時刻を記録しなければ」に改め、同項ただし書中「出勤簿によらない職員」を「これにより難しい場合」に、「出勤したとき又は退勤するときは、職員証をカードリーダー（職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。）に通して出勤時刻又は退勤時刻を記録しなければならない」を「職員の勤務時間の状況を把握する方法として教育長が別に定める方法によるものとする」に改め、同条第2項中「出勤簿その他の」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）を次のように改正する。

第4条を第8条とし、第3条を第7条とし、第2条を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

（体育館の使用の手続）

第2条 金沢市教育プラザの体育館（以下「体育館」という。）を団体で使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢市教育プラザ体育館使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。

2 使用申請書の受付期間は、体育館を使用する日の3か月前の日の属する月の初日から当該体育館を使用する日の前日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、体育館の団体での使用を承認したときは、金沢市教育プラザ体育館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

4 体育館（金沢市教育プラザ此花体育館を除く。以下この項において同じ。）を個人で使用しようとする者が使用に先立ち体育館の使用料を納付したときは、これをもって、体育館の使用の承認を受けたものとみなす。

（情報通信を利用したシステムによる使用の申請）

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、申請者は、教育委員会が指定する情報通信を利用した体育館の団体での使用を予約するためのシステムを通じて体育館の使用の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請をしようとするものは、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。

3 前項の登録は、登録を受けようとするものの申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の申請の受付期間は、前条第2項に定める期間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 教育委員会は、第1項の規定による使用の申請を受理し、当該使用の予約を登録したときは、その旨を当該申請をしたものに同項に規定するシステムを通じて通知する。

6 第1項の規定による使用の申請をしたもので、次の各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、これをもって、体育館の団体での使用の承認を受けたものとみなす。

(1) 次号に掲げるもの以外のも 使用に先立ち体育館の使用料（以下「使用料」という。）を納付したとき。

(2) 条例第10条の規定により使用料を免除されたもの 当該使用料の免除に係る通知を受けたとき。

（使用料の減免）

第4条 条例第10条の規定に基づき体育館の使用料の減免を受けようとするものは、金沢市教育プラザ体育館使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

（学習用教材の貸出し等）

第5条 条例第3条第7号の規定により貸出しをする学習用教材は、次に掲げる物とする。

(1) ビデオ再生装置及びビデオテープ

(2) 16ミリ映写機及び映画フィルム

(3) スライド映写機及びスライドフィルム

(4) 前各号に掲げる物のほか、教育委員会が定める物

2 学習用教材の貸出しを受けることができるものは、学校、保育所、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）その他教育委員会が適当であると認める団体とする。

3 学習用教材を利用しようとするものは、教育委員会が別に定める利用に関する規程の手続によらなければならない。

附則の次に次の3様式を加える。

様式第1号(第2条関係)

金沢市教育プラザ体育館使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市教育委員会

申請者 住所
 団体名
 氏名

金沢市教育プラザの体育館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲	
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで	
使用予定の人員	人		
特別の設備の設置	する (設備の概要書を添えること。)		しない
主催者		会場使用責任者の 住所及び氏名	
備考			

様式第2号(第2条関係)

第 号
年 月 日

金沢市教育プラザ体育館使用承認書

住所
団体名
氏名 様

金沢市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった金沢市教育プラザの体育館の使用については、次のとおり承認します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲	
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで	
使用予定の人員	人		
特別の設備の設置	する (設備の概要書を添えること。)		しない
主催者		会場使用責任者の 住所及び氏名	
使用料	円		
条件			

様式第3号(第4条関係)

金沢市教育プラザ体育館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
 団体名
 氏名

金沢市教育プラザの体育館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館		
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時	分から 分まで
使用料の額	円		
減免申請額	円		
申請の理由			

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年規則第24号）による改正前の金沢市教育プラザ条例施行規則（令和3年規則第11号。次項において「旧規則」という。）の規定によりされた金沢市教育プラザの体育館の使用の手続その他の行為は、改正後の金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- この規則の施行の際現に存する旧規則様式第1号及び様式第3号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和4年(2022年)3月31日 印刷	発行人	金 沢 市
令和4年(2022年)3月31日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄